

下水道使用料

1. 下水道放流について

本施設のプラント排水は、本施設内で再利用を基本とするが、要求水準書 第1部第2章第2節 2.6 2) 排水基準を満たすよう処理した後、隣接する汚泥再生処理センターの放流水槽に投入後、下水道に放流することも可としている。

また、生活排水は浄化槽を設置し、処理水は隣接する汚泥再生処理センターの放流水槽に投入後、下水道に放流することとしている。

2. 下水道放流に対する料金の支払いについて

運営事業者は、高効率ごみ発電施設から汚泥再生処理センターの下水道放流水槽に放流した量（組合事務所等の使用分を含む）相当分の金額を別途、組合に支払う。（運營業務委託契約書参照。）

詳細は、落札者との協議の上で決定する。

3. 下水道単価

運営事業者が汚泥再生処理センターの放流水槽に投入量に応じて支払う単価は、以下のとおりとする。

支払い単価：272円/m³

以上